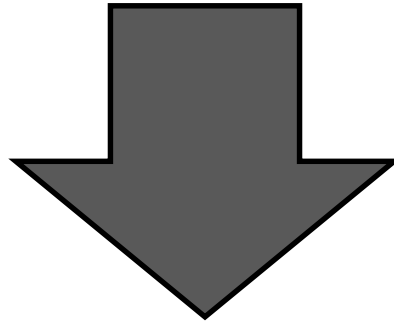


「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」の パブリックコメント(市民意見公募手続)結果

令和2年2月4日

<実施状況>

- | | |
|-------|--|
| ○意見対象 | 令和元年度第2回松山市子ども・子育て会議にて取りまとめた「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」 |
| ○募集予告 | 令和元年11月26日～令和元年12月2日 |
| ○公募期間 | 令和元年12月3日～令和2年1月10日(年末年始を除いて30日間) |
| ○募集場所 | 松山市ホームページ、市民閲覧コーナー、子育て支援課、市内各支所 |
| ○周知方法 | 松山市ホームページ |



<実施結果>

- | | |
|-------|---|
| ○意見数 | 3件 |
| ○公表期間 | 令和2年3月16日から令和2年4月17日まで(予定)
http://www.city.matsuyama.ehime.jp/iken/public/keltukaitiran.html |
| ○公表場所 | 松山市ホームページ、市民閲覧コーナー、子育て支援課、市内各支所 |

○事業所内保育事業(P30)

企業などが、主に従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、従業員の子どもや地域の子どものうち、保育を必要とする乳幼児(原則として3歳未満児)を保育します。また、ニーズに応じた利用定員を確保し、運営に係る所定の費用を給付します。

<ご意見①>

→自社に子育て世代が多い場合は地域枠を設けなくてもよかったり、待機児童の多い地域である場合は地域枠を設けて地域住民に市を介して紹介したりすることができるという意味でのニーズに応じ、という表現をしておいた方が良い。認可保育所より緩やかであるが、利用する乳幼児の構成によつての配置基準が設定されており、それを守る必要がある。

(提案)

ニーズに応じ、従業員の子どもや地域のこども(地域枠)の利用定員を確保します。保育を必要とする乳幼児(原則として3歳児未満)の構成に合った職員配置をし、運営に係る所定の費用を給付します。

<事務局案> ⇒ 反映なし

→ここで掲載している「事業所内保育事業」は、認可を受けたものを指し、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第42条で規定されてあるとおり、必ず一定数の地域枠を設定しなければなりません。

また、認可を受ける以上、上記の基準に基づき、職員配置を満たす必要があり、毎年施設監査で状況を確認していますので、ご意見の趣旨は含まれているとご理解ください。

○事業所内保育施設の設置推進(P35)

愛媛労働局の助成を受けて、事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対し、運営費の補助を行います。

<ご意見②>

→公益財団法人「児童育成協会」の助成金審査が不十分であるため、松山市でも助成金詐欺が起きており、立ち上げの相談の中でチェック機能を果たす必要がある。

(提案)

事業所内保育施設を設置・運営する事業所の公益財団法人「児童育成協会」審査をチェックし、愛媛労働局の助成を受けて、運営費の補助を行います。

<事務局案> ⇒ 反映なし

→ここで掲載している「事業所内保育施設」は、愛媛県労働局の助成を受けて運営する施設を対象としており、公益財団法人児童育成協会の助成決定を受けて運営する企業主導型保育事業は含まれません。

(企業主導型保育事業の助成と愛媛労働局の助成の両方を受けることはできません)

○PTA活動推進事業(P47)

松山市小中学校PTA連合会や各单位PTAでは、ネット環境の変化に伴う親の関わり方などについての講演会や家庭教育等をテーマにした講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。

また、市では情報交換や交流事業等の様々な活動を支援し、PTA活動の活性化を推進します。

<ご意見③>

→SNS社会・学校でのパソコン配置が進む中で、子どもとのコミュニケーションの取り方、改正児童虐待防止法が成立し親が「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と明記されたのでしつけの仕方の再確認とかの学習が必要。共働きが増え、働き方改革が求められる中で、学校に対しPTAが協力できること、親がそれぞれの時間的余裕の中で役割を果たせることは限られており、市としては交流事業よりは改善のひな形を示した方がよいのでは。

(提案)

→松山市小中学校PTA連合会や各单位PTAでは、SNS社会・IT教育における親の関わり方(躰)などについて講演会・講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。また、親の職場・学校の働き方改革が進む中で、市はPTA活動の改善を支援します。

＜事務局案＞ ⇒ 反映なし

→PTAは、保護者と教師が協力し、学校の教育活動を支援し、児童・生徒の健全な育成を進めることを目的に活動する、任意の社会教育関係団体です。

はじめに、「SNS社会・IT教育における親の関わり方(躰)」については、近年、子どもたちが巻き込まれるSNS等に関わる犯罪やトラブルが増加しており、子どもたちをそれらの事件・事故から防ぐため、保護者等が学ぶことは重要です。ただし、SNSだけでなく、有害サイトやゲーム依存等、その他のネットトラブルも危惧されることから、SNSのみに限定はできません。

また、「IT教育」については、保護者として学校で子どもが、どのようなことを学んでいるか把握することは大切ですが、授業科目の一つであり、家庭の中で親子の触れ合いを通して、理解する方がより子どもとのコミュニケーションが図れます。

「PTA活動の改善の支援」について、PTAの活動は、それぞれの学校や地域の状況や特色に応じ、自主的に行われるものであるため、一定の雛形を示すことによって、PTA活動の自主性を損なう恐れがあります。そのため、市としては、PTAの自主性を尊重しつつ、活動の活性化が推進されるよう支援を行います。